

薬食審査発 1105 第 1 号
薬食安発 1105 第 1 号
平成 22 年 11 月 5 日

各
都道府県衛生主管部（局）長
保健所設置市長
特別区長
殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



新たに承認された第一類医薬品について

別添の医薬品については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき本日承認されたものであるが、これら医薬品は、薬事法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）第 159 条の 2 の表第 2 号上欄に掲げる医薬品に該当することから、法第 36 条の 3 第 1 項に規定する第一類医薬品となるので、貴管下関係企業等に対し、周知方よろしく御配慮願います。

なお、別添医薬品については、後日、一般用医薬品販売制度ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/ippanyou/index.html>）により提供することとしております。

有効成分	販売名 (製造販売業者名)	承認年月日	第一類医薬品の期間
ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	・ストナ点鼻薬＜季節性アレルギー専用＞ ・ナザールAR＜季節性アレルギー専用＞ ・コンタックベクロコート＜季節性アレルギー専用＞ ・コンタックベクロガード＜季節性アレルギー専用＞ ・コンタック鼻炎スプレー＜季節性アレルギー専用＞ ・ベクロコート＜季節性アレルギー専用＞ (佐藤製薬株式会社)	平成22年11月5日	安全性等に関する製造販売後調査期間（3年）に1年を加えた期間